

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成27年度の保険料等について ～

6月に保険料額をお知らせします

平成27年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

＜保険料の計算方法＞

<p>均等割 【1人当たりの額】 51,472円</p>	+	<p>所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成26年中の所得-33万円) × 10.52%</p>	=	<p>1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)</p>
--	---	---	---	--

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減(年額)

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和25年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	➡	9割軽減	【年額】 5,147円
33万円	➡	8.5割軽減	【年額】 7,720円
33万円+(26万円×世帯の被保険者数)	➡	5割軽減	【年額】 25,736円
33万円+(47万円×世帯の被保険者数)	➡	2割軽減	【年額】 41,177円

② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。
- ※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場保健福祉課へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。